

コロナ禍での相談活動

作年の1月頃より発生した新型コロナウイルス感染拡大は第4波に亘る感染各拿ピークを迎え、第3波の緊急事態宣言が出され十分な補償もなく、自粛生活を余儀なく要求され、多くの国民は我慢の限界に達しており、生活苦から多くの問題が発生し、解決に困窮している組合員から、多彩な問題が組合事務所を持ち込まれています。

一、借地借家問題でない相談

古い組合員さんが一人息子と同居しているが、職を探すため家を出て半年になるが、何の連絡もなく、金融会社から何通もの督促状が来て困っている。

二、借家の修繕問題

現在の借家の5年前に立退き問題があり、やっと見つけた借家を「終の棲家」として、住んだのに最近雨漏りがあり、家主に修繕をお願いしたら、この家は築70年で古く修繕出来ない」と弁護士に依頼し不服なら立退くよう要求して来た。

親の代から80年近く住んでいる家で今まで一度も家主は修繕してくれなく、全部借家人が修繕して来て、高齢となり、年金生活で修繕費も出せない時、屋根の雨漏りがあり、最近になり家主は不動産業者は立退けと要求。本人は高齢であり、病院、買い物、交通の面、転居すれば家賃は今より月2万円は高くなり、立退けないと言う相談。

三、立退きから調停更に裁判に

組合長と古い知り合いであった黒木さんは息子と二人暮らし、以前の会社で体調を悪くし退職、コロナで宅配の仕事あると

現在、組合の立退き問題の件数は30件を超えており、話し合いが未解決が多く、調停に持ち込まれ、そのほとんどが不調になり、裁判になっているケースが多くなっている。立退き問題になっていくところが6ヶ所、30世帯、調停が3件、裁判が3件で7世帯となっている。

四、新規相談の60%が立退き相談

現在、立退き相談は4ヶ所、その内2ヶ所は不動産業者が代理人を名乗り、非行為なのでその違法性を通告し中断している。後の2ヶ所は家主との交渉になっている。

五、原状回復問題

伊丹市に4年住んでいた借家から尼崎市に転居し、伊丹の家主から原状回復25万円の請求、家主に対し、原状回復は借家人のおい・過失以外の損傷は家主負担であると通告したのに家主はそんなことは関係ない金額払えと要求。

以上のような相談から、やはりコロナ感染

の影響から借地借家相談に留まらず、多彩な相談が多く持ち込まれ、組合員からの相談が多く新規加入の相談は比較的少ないのが特徴で事務所は多忙な毎日です。

従いまして、事務所ではしっかりとコロナ感染の予防対策をしながら、多くの組合員さんに支えられています。

入会者紹介

吉田 薫さん 小田北

お知らせ

駅頭宣伝チラシ配布

7月12日(月)
午後1時50分
中央公園集合

弁護士無料相談

7月21日(水)
午後2時 組合事務所
ライト法律事務所

伊東司法書士無料相談

6月1026日、24日
午前10時 組合事務所

西宮相談会

5月23日 19時
西宮民商事務所

リメイク教室

7月6日(火) 9時半
きりたつぷ昆布販売
一袋 100グラム 600円
在庫45袋 協力下さい



河崎多佳子さん 西宮

台所やげた箱などにもう一段棚を増やしたい時の活用方法

・棚板を増やしたい場所の寸法を計り、100均などで突っ張り棒2本と棚板を買い求め、差し込むだけで一段棚が増える

主な活動

5月

- 13日 権藤さん調停
- 14日 飯田さん修繕
- 15日 濱本さん同伴で打合せ
- 17日 木島さん 局会議
- 18日 和田さん
- 18日 木島さん
- 19日 伊島さん調停
- 25日 権藤さん打合せ
- 26日 組合ニューズ編集会議
- 27日 コロナ尼崎の会代表者会議
- 27日 横路さん打合せ
- 27日 全借連スーム会議開催
- 28日 阿部和也(吉田)さん打合せ
- 30日 斉藤さん打合せ
- 30日 尼崎市議選告示日
- 6月
- 1日 西本町8丁目打合せ
- 1日 平野さん相談
- 2日 川北さん相談
- 3日 河崎さん定期借家契約相談入会
- 4日 河崎さん
- 5日 伊島さん調停打合せ
- 6日 市議選投票日
- 8日 ニューズ割付会議